

住居確保給付金(転居費用補助) チェック表

家族の死亡、本人や家族の方の離職、休業等で世帯の収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を「喪失した」又は「喪失するおそれがある」方に対して、一定の転居費用の補助をすることで、新たな住居での家計の立て直し・改善に向けた支援を行う制度です。
下記チェック表において、全てが「はい」、収入額、預貯金額も該当される方は必要な書類を準備のうえご相談ください。

①2年以内に世帯員の死亡や、離職・減収等で収入が著しく減少していますか	はい ・ いいえ			
②世帯人数を確認ください	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
③預貯金額(金融資産)は該当しますか(同居者等の分も含む) 金融資産には預貯金の他、現金、債券、株式、投資信託等が含まれます。	48.6万円以下	73.8万円以下	94.2万円以下	100万円以下
④収入額は該当しますか 給与収入は交通費を除く総収入。 同居者の収入(年金等)も含む金額 (5人以上の世帯はお尋ねください)	収入上限額 11.7万円	16.6万円	20.4万円	24.1万円
⑤支給上限額(支給できる上限額です)	14.1万円	15.0万円	16.2万円	17.4万円
⑥転居により家計改善が見込まれますか ※1 例1) 転居による家賃減額で、家計全体の支出の削減が見込まれる。 例2) 転居による家増増額はあるが、その他の支出軽減が見込まれ、家計全体の支出の削減が見込まれる。	はい ・ いいえ			
⑦申請者は申請時に世帯の中で最も収入が高い方ですか	はい ・ いいえ			
⑧本人及び同居者が、国又は自治体の転居費用のための給付金等を利用していませんか(生活保護を含む)	はい ・ いいえ			

支給対象となる費用

- ・転居先への家財の運搬費用
- ・転居先の住宅に係る初期費用
(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
- ・ハスクリンクなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)
- ・鍵交換費用

支給対象とならない費用

- ・契約時に払う家賃(前家賃)
 - ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費
 - ・敷金
- ※ 敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため対象外

※1：長崎市生活支援相談センターの家計改善支援事業による家計改善のための支援を受けていただく必要があります。

【申請時に必要な書類】

- ①本人確認書類・・・運転免許証、保険証、住民票等
- ②収入関係書類・・・給与明細等の収入が分かる書類(過去4か月分)
- ③預貯金関係書類・・・最新に記帳された世帯全員分の通帳等(過去4か月分)
その他資産が分かるもの
- ④転居費用関係書類・・・転居にかかる費用が分かるもの(見積書など)
- ⑤離職関係書類(離職者のみ)・・・離職後2年以内であると分かる退職証明書等
- ⑥減収証明書類(減収者のみ)・・・減収月前後の帳簿やシフト表など減収したこと

申請をご検討の際は、長崎市生活支援相談センター(095-828-0028)までご相談ください